

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号	1	担当課	港湾海岸課
法令名	公有水面埋立法	根拠条項	第29条 第1項	許認可等の 内容	埋立地の用途変更の許可	
<p>【埋立地の用途と異なる利用の制限】</p> <p>第二十九条 第二十四条第一項ノ規定ニ依リ埋立地ノ所有権ヲ取得シタル者又ハ其ノ一般承継人ハ第二十二條第二項ノ告示ノ日ヨリ起算シ十年内ニ埋立地ヲ第十一条又ハ第十三条ノ第二項ノ規定ニ依リ告示シタル用途ト異ル用途ニ供セムトスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ都道府県知事ノ許可ヲ受クベシ但シ公用又ハ公共ノ用ニ供セムトスルトキハ此ノ限ニ在ラズ</p> <p>都道府県知事ハ前項ノ許可ノ申請左ノ各号ニ適合スト認ムルトキハ之ヲ許可スベシ</p> <p>一 申請手続ガ前項ノ命令ニ違反セザルコト</p> <p>二 埋立地ヲ第十一条又ハ第十三条ノ第二項ノ規定ニ依リ告示シタル用途ニ供セザルコトニ付已ムコトヲ得ザル事由アルコト</p> <p>三 埋立地ノ利用上適正且合理的ナルコト</p> <p>四 供セムコトスル用途ガ土地利用又ハ環境保全ニ関スル国又ハ地方公共団体(港務局ヲ含ム)ノ法律ニ基ク計画ニ違背セザルコト</p>						